



令和6年（2024年）8月7日

救急隊員の応急的な休憩の取得（医療機関の売店や コンビニエンスストア等の利用）を実施します

救急出場件数は年々増加傾向にあります。中でも暑さの厳しくなる夏季や感染症の流行しやすい冬季に著しく増加する傾向があり、出場する救急隊員が十分な休憩を取得できない場合があります。

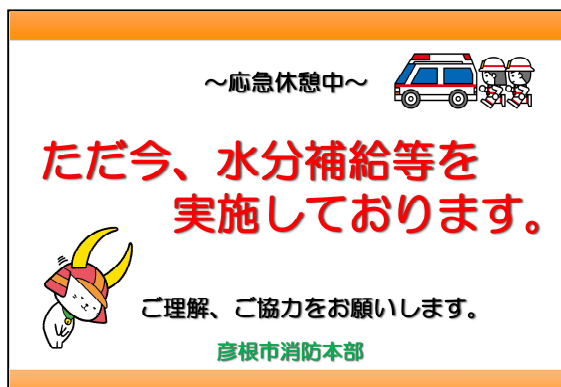
このため、救急隊員の健康および労務管理対策として、次のとおり医療機関の売店やコンビニエンスストア等を利用させていただくこととしました。

○ 取得要件

気象環境等の影響や救急出場の重複または長時間化等で、出場隊員に大きな負荷がかかり、安全に救急活動を行うため救急隊長が必要と判断したとき。

○ 取得場所

傷病者を搬送した医療機関や帰署途上のコンビニエンスストア等（原則として救急車内で取得します。）



応急休憩は、上記を掲示しながら取得しますが、直ちに出場できる体制は維持しますので、市民の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

問い合わせ先

消防本部警防課 救急管理係 北村

TEL : 0749-22-0337 FAX : 0749-22-9427

E-mail

hikonefd.keibou@ma.city.hikone.shiga.jp